

約款購入者（利用者）の皆様へ

民間(七会)連合協定
工事請負契約約款委員会
委員長 古阪 秀三

民間(七会)連合協定 小規模建築物工事約款、マンション修繕工事約款、
リフォーム工事約款の改正について（お知らせ）

民間(七会)連合協定工事請負契約約款（元請契約約款）を令和5年1月1日付で改正することをお知らせいたしましたが、今般、当委員会が発行する「小規模建築物・設計施工一括用工事請負契約約款」「マンション修繕工事請負契約約款」及び「リフォーム工事請負契約約款」につきましても、令和5年（2023年）2月1日付で同様の改正を行うことと致しましたので、この旨お知らせいたします。

今回の改正の目的は、反社会的勢力排除のさらなる徹底を図るため暴排条項を充実させたこと（三約款共通）並びに危険な盛土等の発生を防止するため建設発生土の搬出先等を明確化すること（小規模建築物工事約款のみ）にあります。

1. 改正内容（新旧対照表）

小規模建築物・設計施工一括用工事請負契約約款

<http://www.gcccc.jp/info/microbuilding-r0502-old-and-new-list.pdf>

マンション修繕工事請負契約約款

<http://www.gcccc.jp/info/condominium-r0502-old-and-new-list.pdf>

リフォーム工事請負契約約款

<http://www.gcccc.jp/info/renovation-r0502-old-and-new-list.pdf>

2. 約款改正日 令和5年（2023年）2月1日（三約款共通）

（改正約款販売開始日2月20日以降）

3. 現行約款への対応

当委員会では、上記のとおり令和5年（2023年）2月1日付で当委員会約款を改正することから、その日以降に現行約款を使用される場合には、発注者・受注者間において、工事請負契約の特約として、別紙「変更合意書」を締結の上、ご使用下さるようお願い申し上げます。

※変更合意書は現行版(令和2年4月改正版)本契約書締結と同時に、別途に双方記名押印して取り交わすことを予定しています。本契約を補充する文書として、200円の印紙の貼付が必要です。

(変更合意書)

小規模建築物・設計施工一括用工事請負契約約款

<http://www.gcccc.jp/info/microbuilding-r0502-modification-agreement.pdf>

マンション修繕工事請負契約約款

<http://www.gcccc.jp/info/condominium-r0502-modification-agreement.pdf>

リフォーム工事請負契約約款

<http://www.gcccc.jp/info/renovation-r0502-modification-agreement.pdf>

以上